

# 介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修 の受講料等を補助します！

## 【釧路市介護人材育成支援事業】

釧路市では、新たな介護職員の参入促進と、すでに介護職員として働いている方のキャリアアップを支援するため、

『介護職員初任者研修』『介護福祉士実務者研修』  
の受講料等を補助します。



### (1) 対象となる研修

都道府県知事の指定を受けた事業者が実施する「介護職員初任者研修」「介護福祉士実務者研修」。ただし、研修の修了日が令和4年4月1日以降かつ申請日から過去1年以内に限りです。

### (2) 補助対象者

①個人 以下の2つの要件を満たす方

- ・ 釧路市内の介護サービス事業所(\*)で介護職員として勤務していること  
(ただし、介護サービス事業者に直接雇用されていない方(派遣職員等)は除く)
- ・ 受講料等の全額または一部を自己負担していること

②法人

市内の介護サービス事業所(\*)で勤務している介護職員が受講した研修に係る受講料等を  
**全額負担**した法人

(\*)訪問看護、訪問介護(リハビリ)、居宅療養管理指導、福祉用具貸与および特定福祉用具販売を除く

### (3) 補助対象経費

研修の実施機関に直接支払った受講料、テキスト代、実習代(補講等の費用は対象外)

※受講料等に対して、国、道または他の地方公共団体等から同種の補助金等を受けている場合は、補助の対象となりません。

※個人の補助対象者で、法人から受講料等に対し助成を受けている場合は、助成された額を除いた額が補助対象経費となります。

※法人の補助対象者で、介護職員が負担した受講料等の**全額**に対して金銭(支給金)を支給した場合についても補助の対象となります。

### (4) 補助金の額

補助対象経費の全額(千円未満は切捨て)

※ただし、受講者1人1研修につき10万円を上限とする

### (5) 申請方法

裏面参照

※補助要綱等につきましては、下記ホームページをご参照ください

問合せ先:釧路市福祉部介護高齢課 TEL0154-31-4598

ホームページ: <https://www.city.kushiro.lg.jp/kenfuku/fukushi/1004926/1004990/1004992.html>

または、「釧路市 介護人材育成支援事業」で検索



## 《補助を受けるまでの手順》

- (1) 介護職員初任者研修または介護福祉士実務者研修を受講する
- (2) 市内の介護サービス事業所に介護職員として勤務する（研修受講時に既に勤務している方も可）
- (3) 交付申請書と必要書類をそろえて市に提出する
  - ① 交付申請書【ホームページからダウンロード可能】
    - ・ 個人申請の場合は、別記第1号様式-1
    - ・ 法人申請の場合は、別記第1号様式-2
  - ② 受講した研修の受講料等が分かるもの（研修パンフレット等）
  - ③ 研修の修了証明書の写し
  - ④ 研修の実施機関発行の受講料等の領収書の写し（あて名は、研修受講者または法人のものに限る）

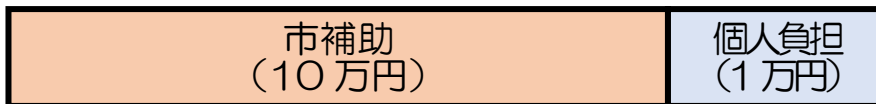
※ 研修の実施機関が発行する領収書が必要ですので、研修の実施機関に発行を依頼してください。  
領収書は、各研修の受講料等であることが確認できるものとしてください。  
なお、研修の実施機関発行の領収書以外（銀行振込、コンビニ、クレジットカードなどで支払った場合における、振込明細や振込受領書など）も受付しますが、各研修の受講料等が確認できなければ、補助対象となりません。
  - ⑤ 雇用証明書（別記第2号様式、1か月以内に発行されたものに限る）
  - ⑥ （個人申請）

法人から受講料等に対し助成を受けている場合は、当該助成を受けたことが分かるもの（法人申請）  
介護職員が負担した受講料等の全額に対して金銭（支給金）を支給した場合は、支給明細書の写し
- (4) 市は提出された書類を審査した上で補助金の交付の可否を決定し、交付（不交付）決定通知書を送付する
- (5) 請求書を市に提出する【請求書はホームページからダウンロード可能】
- (6) 申請者指定の口座に補助金が振り込まれる

### 《参考》

○ 補助金の額の例（研修の受講料等が11万円の場合）

個人の補助対象者  
（法人からの助成なし）



個人の補助対象者  
（法人からの助成が  
5万円ある場合）



法人の補助対象者  
（全額負担した場合）

